

平成 27 年 7 月 28 日

平成 27 年度 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 機構における平成 26 年度に締結した少額随意契約基準を超える契約状況は、表 1-1 のとおり、契約件数 3,398 件、契約金額 1,265 億円に対し、競争性のある契約は 2,675 件(78.7%)、844 億円(66.7%)となっている。

表 1-1:平成 26 年度の機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(36.7%) 1,332	(25.4%) 306	(37.6%) 1,276	(32.8%) 415	(△4.2%) △56	(35.6%) 109
企画競争・公募	(43.0%) 1,561	(35.1%) 423	(41.2%) 1,399	(33.9%) 429	(△10.4%) △162	(1.6%) 7
競争性のある契約(小計)	(79.6%) 2,893	(60.6%) 728	(78.7%) 2,675	(66.7%) 844	(△7.5%) △218	(15.9%) 116
競争性のない随意契約	(20.4%) 740	(39.4%) 474	(21.3%) 723	(33.3%) 421	(△2.3%) △17	(△11.2%) △53
合計	(100%) 3,633	(100%) 1,203	(100%) 3,398	(100%) 1,265	(△6.5%) △235	(5.2%) 62

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

機構における契約状況の経年比較をする際には、1 件当たりの契約金額が大きくかつ、相手方が必然的に一者にならざるを得ない打上げ輸送サービス調達の有無によって随意契約の金額が大きく変動するという特性を踏まえて行う必要がある。このため、打上げ輸送サービスを除いた競争性のない随意契約の状況を表 1-2 に示す。この場合、平成 26 年度の機構の競争性のない随意契約は 722 件(21.2%)、288 億円(22.8%)となっている。

表 1-2: 打上げ輸送サービスを考慮した随意契約状況

(単位: 件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
打上げ輸送サービス	(0.0%) 2	(18.9%) 228	(0.0%) 1	(10.5%) 133	(Δ50.0%) Δ1	(Δ41.9%) Δ95
上記以外	(20.3%) 738	(20.5%) 246	(21.2%) 722	(22.8%) 288	(Δ2.2%) Δ16	(17.1%) 42
競争性のない 随意契約(計)	(20.4%) 740	(39.4%) 474	(21.3%) 723	(33.3%) 421	(Δ2.3%) Δ17	(Δ11.2%) Δ53

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

また、機構における契約の状況を適切に分析するためには、随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取組を開始した平成 20 年度以前との比較分析が必要である。このため、表 1-3、1-4 に平成 19 年度、20 年度との比較を示す。

表 1-3: 平成 26 年度の機構の調達全体像(平成 19 年度、20 年度との比較)

(単位: 件、億円)

	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(6.6%) 383	(11.9%) 160	(30.8%) 1,256	(30.7%) 420	(37.6%) 1,276	(32.8%) 415
企画競争・公募	(10.2%) 590	(15.8%) 212	(26.0%) 1,059	(22.5%) 307	(41.2%) 1,399	(33.9%) 429
競争性のある 契約(小計)	(16.8%) 973	(27.7%) 372	(56.8%) 2,315	(53.2%) 727	(78.7%) 2,675	(66.7%) 844
競争性のない 随意契約	(83.2%) 4,804	(72.3%) 969	(43.2%) 1,759	(46.8%) 639	(21.3%) 723	(33.3%) 421
合計	(100%) 5,777	(100%) 1,203	(100%) 4,074	(100%) 1,366	(100%) 3,398	(100%) 1,265

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表 1-4: 打上げ輸送サービスを考慮した随意契約状況(平成 19 年度、20 年度との比較)

(単位: 件、億円)

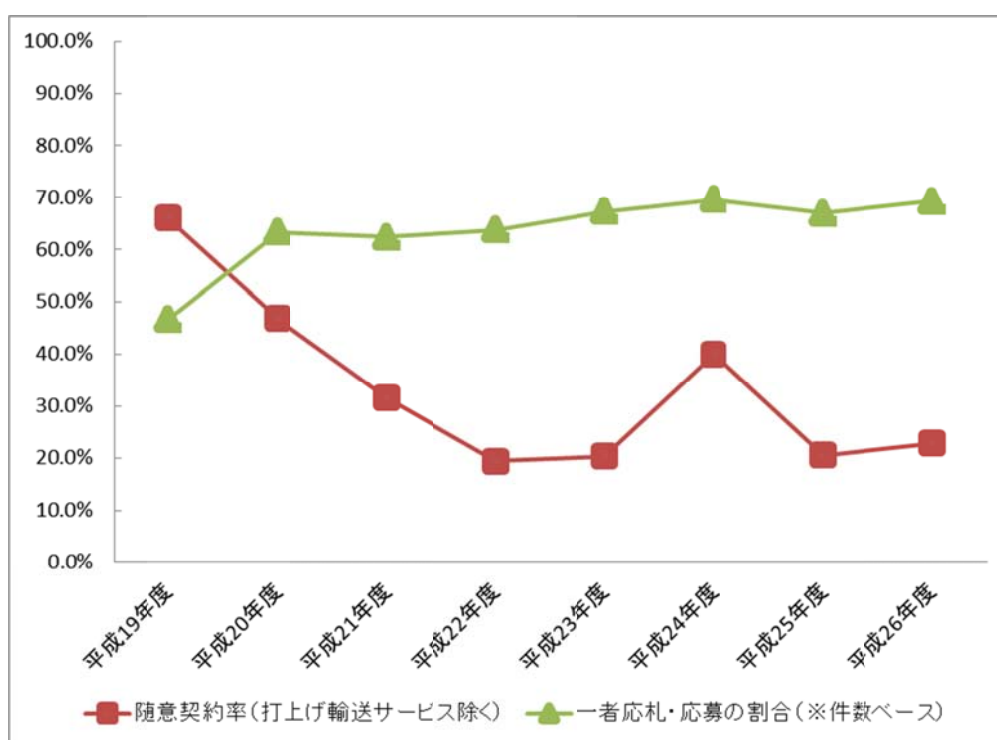
	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
打上げ輸送サービス	(0.0%) 1	(6.1%) 83	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 1	(10.5%) 133
上記以外	(83.1%) 4,803	(66.0%) 886	(43.2%) 1,759	(46.8%) 639	(21.2%) 722	(22.8%) 288
競争性のない 随意契約(計)	(83.2%) 4,804	(72.3%) 969	(43.2%) 1,759	(46.8%) 639	(21.3%) 723	(33.3%) 421

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

これらから、随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取組によって競争性のない随意契約（打上げ輸送サービス除く）が 4,081 件（85.0%）、598 億円（67.5%）削減されていることがわかる。また、これにより、一般競争入札が増加したほか、企画競争・公募等が 809 件（137.1%）、217 億（102.4%）の大幅な増加となっている。

平成 19 年度から平成 26 年度までの随意契約率及び一者応札・応募率の推移を図 1 に示す。これを見ると、随意契約の削減と一者応札・応募の増加には相関関係があることがわかる。

図 1 随意契約見直し計画後の随意契約率と一者応札・応募の割合の推移



(注 1) 随意契約率は、表 1-2 及び表 1-4 における打上輸送サービスを除いた金額ベースの割合を図にしたものである。

(注 2) 一者応札・応募の割合は、表 2-1 及び表 2-2 における件数ベースの割合を図にしたものである。

増加した企画競争・公募等については、表 1-5 に示すとおり、その多くが参加者確認公募であり、競争の結果、平成 26 年度は、その 776 件（97.0%）が一者応募となっている。

参加者確認公募とは、随意契約することができる場合として定めた要件（以下、「随意契約基準」という。）に該当すると思料されるが、念のため公募を行うことで競争性を確保する手続きである。

表 1-5: 競争入札及び企画競争・公募の内訳(平成 19 年度、20 年度との比較)

(単位: 件)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 26 年度
競争入札	(6.6%) 383	(30.8%) 1,256	(37.6%) 1,276
2 者以上	184	369	475
1 者以下	199	887	801
企画競争・公募	(10.2%) 590	(26.0%) 1,059	(41.2%) 1,399
企画競争	567	665	599
2 者以上	320	462	304
1 者以下	247	203	295
公募	23	394	800
2 者以上	0	4	24
1 者以下	23	390	776

(注 1) 競争入札、企画競争・公募の()書きの割合は、表 1-3 における全体契約件数に対する比率である。

以上を総合すると、随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取組によって随意契約の削減は進んだものの、参加者確認公募を始めとする競争的手法による調達に移行した契約の中には競争が成り立っていない案件が相当数含まれている可能性があり、これが一者応札・応募率の高さに影響していると考えられる。

機構では、「独立行政法人の随意契約に係る事務について(平成 26 年 10 月 総務省行政管理局)」を踏まえて平成 27 年 2 月に随意契約基準の見直しを行っており、参加者確認公募や一者応札が続いている案件などについて当該基準に照らして調達方式の妥当性を再確認し、合理的な調達として行く必要がある。

- (2) 機構における平成 26 年度の一者応札・応募状況は、表 2-1 のとおり、契約件数は 1,785 件(69.3%)、契約金額は 631 億円(81.0%)である。

これについても、機構における契約の状況を適切に分析するために随意契約見直し計画に基づく随意契約削減の取組を開始した平成 20 年度以前との比較をすると、表 2-2 のとおり平成 19 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が、件数・金額ともに大きくなっている(件数は 320.0%の増、金額は 221.9%の増)。

(1)で述べたとおり、一者応札・応募増加の要因には随意契約削減による影響があると考えられるが、近年においても暫増傾向となっており、引き続き削減の努力が必要となっている。

表 2-1: 平成 26 年度の機構の一者応札・応募状況

(単位: 億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	927 (33.0%)	792 (30.7%)	△135 (△14.6%)
	金額	217 (31.8%)	148 (19.0%)	△69 (△31.9%)
1者以下	件数	1,884 (67.0%)	1,785 (69.3%)	△99 (△5.3%)
	金額	465 (68.2%)	631 (81.0%)	166 (35.7%)
合計	件数	2,811 (100%)	2,577 (100%)	△234 (△8.3%)
	金額	682 (100%)	779 (100%)	97 (14.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

表 2-2: 平成 26 年度の機構の一者応札・応募状況(平成 19 年度、20 年度との比較)

(単位: 億円)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 26 年度
2者以上	件数	486 (53.3%)	826 (36.7%)	792 (30.7%)
	金額	142 (42.1%)	184 (25.7%)	148 (19.0%)
1者以下	件数	425 (46.7%)	1,424 (63.3%)	1,785 (69.3%)
	金額	196 (57.9%)	533 (74.3%)	631 (81.0%)
合計	件数	911 (100%)	2,250 (100%)	2,577 (100%)
	金額	338 (100%)	717 (100%)	779 (100%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の()書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

- (3) 機構においては、一括調達・単価契約の対象として、コピー用紙、パソコンやプリンター、スマートフォン等については、定期的に購入機会を設け、そのタイミングごとにまとめて調達をかける一括購入により効率化を図っている。また、年間を通じて大量に使用することが想定される燃料類などについては、試験計画等に合わせた調達を行う必要があるために当初に数量を確定する一括購入はできないが、一定量の購入をコミットすることでよりコストの削減を図る単価契約を行うこととしているとともに、一部については企業との共同調達を行っている例もある。さらに、平成 26 年度には、ASP サービスを利用した消耗品調達システムを導入し、事務用品の単価契約による効率的な調達を開始した。上記のとおり、単価契約や一括調達が合理的であると考えられる品目の調達については、既に実施済みのものもあるが、更なる対象範囲の拡大を検討しているところである。

2. 重点的に取り組む分野及び取組内容

上記 1.の分析を踏まえ、重点的に取り組む分野及び取組内容について、下記のとおりとする。

(1) 随意契約及び一者応札・応募に関する取組内容

機構における調達には、研究開発業務の特性に合わせた競争的手法を含め、真にやむを得ないものを除き、競争的手法による調達を行うこととし、それでも随意契約とせざるを得ない場合は、「独立行政法人の随意契約に係る事務について(平成 26 年 10 月 総務省行政管理局)」を基に改訂し、契約監視委員会の点検を受けて制定した随意契約基準に基づき、適切に判断の上、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行う。

少額随意契約基準を超え随意契約によらざるを得ない調達については、引き続き平成 27 年度も、機構内に設置している契約審査委員会等において随意契約の適正性を審査するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会において事後点検を行う。

特に、参加者確認公募や連続一者応札となっている案件については、制定した随意契約基準に該当するか否かを再確認した上で、適切な調達方法への移行を図る。

また、一者応札・応募については、引き続き削減を図ることとし、下記の改善策を引き続き実施する。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 電子入札の更なる活用 | ⑥ 十分な履行期間の確保 |
| ② 仕様書の内容の見直し | ⑦ 入札公告情報の充実 |
| ③ 入札参加要件の緩和 | ⑧ 入札事務手続きの見直し |
| ④ 競争参加者の積極的な発掘等 | ⑨ 入札に参加しやすい条件の設定 |
| ⑤ 十分な公告期間の確保 | |

【評価指標：参加者確認公募及び連続一者応札案件について適切な調達方法への移行を図る】

(2) 物品・役務の合理的調達に関する取組内容

① 一括調達・単価契約の対象の拡大

- 平成 26 年度に導入した ASP サービスを利用した事務用品の単価契約による消耗品調達システムについて、平成 27 年度は、事務用品よりも対象範囲を拡大し利用することを検討する。

【評価指標：対象範囲の拡大を検討】

② インターネットサイト活用による調達

- 調達の選択肢を増やし、迅速な手続きで安価な調達を実現する手法として検討したインターネットサイトを活用した少額の物品購入について、平成 27 年度から試行導入を開始する。

【評価指標：試行結果の評価の実施】

③ 共同調達の検討

- 共同調達によるメリットが得られる可能性のある案件について調査し、費用対効果の検証を行った上で、導入可能な案件について具体化を行う。

【評価指標：共同調達案件の導入可能性検討】

なお、調達の合理化に資する取組の一環として、調達手続き及び手法等についても、改善に向けた検討を行う。

3. 調達に関するガバナンス

(1) 随意契約に関する内部統制

少額随意契約基準を超える随意契約案件は、機構内に設置されている契約審査委員会等において、事前に随意契約基準との整合性について審査を受ける。ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【評価指標：規程通りに運用すること】

(2) 不祥事の発生防止・再発防止のための取組

- 契約事務の適正かつ効率的な実施ができるよう、各地区にて研修を行う。
【評価指標：研修実施回数】
- 研究費不正防止のため、研究費不正防止対策委員会において策定した以下の防止策を実施する。
 - 少額随意契約に係る伝票決裁時にチェックリストを活用し、不正防止の観点から効果的、効率的な確認ができるようにする
 - 原則として伝票を発議した者以外による検収を実施する。

【評価指標：規程通りに運用すること】

(3) 内部監査等

評価・監査部による内部監査、及び監事による監査の一環として、調達の合理性について事後的な確認を行う。

【評価指標：規程通りに運用すること】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約審査委員会において調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 理事(総務担当)

委員長代理 総務部長

メンバー 経営推進部長、研究戦略部長、財務部長、新事業促進部長、
安全信頼性推進部長、チーフエンジニア室長 など

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上